国住指第 395 号
令和８年 11 月 20 日

各都道府県
　建築行政主務部長　殿

国土交通省住宅局建築指導課長
（　公　印　省　略　）

情報通信技術を利用した建築基準法令に基づく手続の取扱いについて
（技術的助言）

貴職におかれましては、平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令の規定による手続（以下「建築基準法令に基づく手続」という。）については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）その他関係法令の定めるところにより情報通信技術を活用して実施することが可能であり、手続のデジタル完結を図るために申請等及び処分通知等に係る様式の押印欄の廃止等について順次、措置を講じてきたところです。

今般、建築計画概要書等の様式の廃止、特定行政庁による許可、認定に係る処分通知等の様式の押印欄を廃止することなどを措置する建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年国土交通省令第 87 号。以下「改正省令」という。）が令和８年 11 月 20 日に公布、令和 10 年４月１日に施行されることとなりました。

ついては、改正省令を踏まえた情報通信技術を利用した建築基準法令に基づく手続の取扱いの細目について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に基づく技術的助言として下記のとおり通知します。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。なお、国土交通大臣指定の指定確認検査機関及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

なお、本通知の発出に伴い、「情報通信技術を利用した建築基準法令に基づく建築確認等の手続の取扱いについて」（令和７年１月 16 日付国住指第 357 号）及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令について（技術的助言）」（令和３年９月１日付国住指第 1343 号）は廃止します。

記

１．申請等について

（１）署名等の代替措置

デジタル手続法第３条第８号に規定する「申請等」に係る申請書等への記名については、同条第６号に規定する「署名等」に該当し、同法第６条第４項及び国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年国土交通省令第 25 号。以下「主務省令」という。）第 13 条第１項の規定により、申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該「署名等」は、

・申請データに電子署名を行い、そのデータを当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する措置（主務省令第 13 条第１項第１号）
・識別番号及び暗証番号を入力する措置等（主務省令第 13 条第１項第２号、第３号）
・行政機関等が定める措置（主務省令第 13 条第１項第４号）

のいずれかの措置をもって代えることができることとされている。

建築基準法令に基づく手続における「行政機関等が定める措置」は、申請データに申請等をする者の氏名又は名称を記録する措置とする。

（２）申請書、報告書等の受付欄、決裁欄、消防関係同意欄等について

各種申請書、報告書等の様式に設けられている受付欄、決裁欄、消防関係同意欄等の欄は、紙面による申請、報告等を念頭において手続の便宜のために設けられているものであるため、電子情報処理組織を使用する方法により申請、報告等される場合において、これらの欄への記載、押印等を省略することは差し支えない。

なお、消防関係同意欄の扱いについては、総務省消防庁と協議済みであることを申し添える。

２．処分通知等について

（１）電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の措置

行政機関等がデジタル手続法第３条第９号の「処分通知等」を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、同法第７条第１項本文及び主務省令第８条第１項本文の規定により当該処分通知等のデータに電子署名を行い、そのデータを行政機関等の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録することとされているが、同項ただし書の規定により、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は当該措置を行うこととされている。

建築基準法令に基づく手続（資格者の登録に係る処分通知等を除く。）における「処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置」は、処分通知等を行う行

政機関等が処分通知等のデータに処分番号、処分日及び処分者名等を記録し、
・処分通知等を受けた者又はその同意を得た者がこれらの情報を用いて、処分を行った行政機関等に問い合わせること
・確認、検査、許可及び認定に係る処分については、処分通知等を受けた者その他の関係者が法第 93 条の２の規定に基づき建築物処分概要事項、建築設備処分概要事項又は工作物処分概要事項を閲覧し、これらの者が有する情報と特定行政庁が有する情報を突合すること
・特例容積率の指定並びに一団地の認定及び許可に係る処分については、処分通知等を受けた者その他の関係者がこれらの処分について特定行政庁が公告又は縦覧する事項を確認し、これらの者が有する情報と特定行政庁が有する情報を突合すること
等の方法により処分権者が行った処分であること（真正性）及び通知内容が改ざんされていないこと（非改ざん性）の確認を可能とする措置とする。

なお、確認及び検査に係る処分については、「建築基準法第七十七条の二十五第一項の秘密保持義務の取扱について」（平成 23 年９月 22 日付国住安第 34 号）において、「建築主又は建築主の同意を得たと認められる者に確認検査の申請書類の記載内容を知らせることは、当然に「秘密を漏らす」ことに該当しないと解される」とされており、これと同様に、処分通知等を受けた者又はその同意を得たと認められる者からの問合せに対して、指定確認検査機関がこれらの者に確認済証等の内容を知らせることについても、法第 77 条の 25 第１項の秘密保持義務には抵触しないものと解される。

また、行政機関等が処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うためには、デジタル手続法第７条第１項ただし書の規定により、処分通知等を受ける者による電子情報処理組織を使用する方法により交付を受ける旨の表示が必要であるところ、その表示の方式は主務省令第９条において、
・当該処分通知等を受けるための識別番号及び暗証番号の入力等による電子情報処理組織への接続（主務省令第９条第１号、第２号）
・電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等が定めるところにより行う届出（主務省令第９条第３号）
のいずれかとされている。

建築基準法令に基づく手続における、主務省令第９条第３号の「行政機関等が定めるところにより行う届出」は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行う行政機関等に対して、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨を電子情報処理組織を使用する方法又は書面により通知することとする。通知の方法としては、処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用して当該処分通知等に係る申請等を行う際に、当該電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨を入力する方法などが考えられる。

なお、この意思表示が得られないものについては、電子交付の対象外となる点に留意されたい。

（２）署名等の代替措置

処分通知等に係る通知書への記名については、デジタル手続法第３条第６号の「署名等」に該当し、同法第７条第４項及び主務省令第 13 条第２項の規定により、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の当該署名等は、

・当該処分通知等のデータに電子署名を行い、そのデータを行政機関等の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録する措置
・主務省令第８条第１項ただし書に規定する措置（処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置として行政機関等が別に定める措置）

のいずれかをもって代えることができることとされている。

建築基準法令に基づく手続における「主務省令第８条第１項ただし書に規定する措置」は、（１）に記載した措置と同様とし、処分通知等を行う行政機関等が処分通知等のデータに処分番号、処分日及び処分者名等を記録することにより、処分権者が行った処分であること（真正性）及び通知内容が改ざんされていないこと（非改ざん性）の確認を可能とする措置とする。

３．デジタル手続法を踏まえた規則の規定の整理について

デジタル手続法第３条第 12 号の「手続等」に該当し、同法の定めるところにより情報通信技術を活用して実施することができるにもかかわらず、情報通信技術を活用して実施する場合の規定が建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）に別途おかれていた次に掲げる手続については、情報通信技術を活用して実施する場合の根拠をデジタル手続法の規定に統一する観点から、改正省令において当該規定を削除することとした。

①指定確認検査機関による確認審査報告書の添付図書等の提出

改正省令による改正前の規則第３条の５第４項、第４条の７第４項、第４条の 14 第４項及び第４条の 16 の２第４項

②指定確認検査機関による確認済証の添付図書等の交付

改正省令による改正前の規則第３条の４第３項、第３条の 11 第５項、第４条の６第３項、第４条の 13 第３項及び第４条の 16 第５項括弧書

③特定行政庁による書類の閲覧

改正省令による改正前の規則第 11 条の３第１項ただし書

④特定行政庁による台帳、指定道路図及び指定道路調書の作成及び保存、都道府県知事による台帳の作成及び保存並びに図書の保存

改正省令による改正前の規則第６条の３第３項から第５項まで、第６条の４第３項から第５項まで及び第 10 条の２第２項

４．電磁的記録の長期保存について

法において保存期間が定められている申請図書等については、当該電磁的記録が保存期間を通じて処分時と同じ状態であることが確認できるようにすること。

また、当該電磁的記録について、保存期間中は内容が確認できるようシステムの維持等必要な措置を講じるとともに、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講じること。

５．電子申請に係る秘密の保持について

電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講ずること。

以上